

介護保険制度とは

介護が必要になっても、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、社会全体で支える制度です。保険料や税金を財源とし、介護が必要な人は、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。

【保険料の納付方法】

前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に令和7年度の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

▼特別徴収(年金天引き)

納期 年金受給月(4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の全6回)

対象 次の要件すべてに該当する人

- ①令和7年4月1日現在、市内在住の65歳以上の人
 - ②老齢・退職年金、遺族年金または障害年金の年金受給額が年額18万円以上の人
- ※65歳になった年度や、市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付書納付、口座振替)となります。

▼普通徴収(納付書納付・口座振替)

納期 7月から翌年2月までの毎月(全8回)

納付方法 納付通知書により、最寄りの金融機関などで納付をお願いします。コンビニエンスストアでは納付できません。

※「口座振替」を希望する人は、納付通知書に記載の金融機関または市役所窓口へ、納付通知書、通帳、届出印(市役所で手続きする場合は不要)キャッシュカード(暗証番号の入力が必要)、本人確認書類を持参の上、手続きを行ってください。

みんなで支える 介護保険制度

8月から介護保険負担割合証が新しくなります。
新しい負担割合証は、7月下旬に郵送します。

令和7年度 所得段階別介護保険料

基準額61,500円(年額)をもとに、所得状況に応じて13段階に分かれます。
所得段階第1～3段階(市民税非課税世帯)の人の保険料を引き続き軽減しています。

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額※1とその他の合計所得金額※2の合計が80.9万円以下の人	14,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額※1とその他の合計所得金額※2の合計が80.9万円超120万円以下の人	20,600円
第3段階	120万円超の人	39,000円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額※1とその他の合計所得金額※2の合計が80.9万円以下の人	55,300円
第5段階	80.9万円超の人	61,500円(基準額)
第6段階	120万円未満の人	73,800円
第7段階	120万円以上210万円未満の人	79,900円
第8段階	210万円以上320万円未満の人	92,200円
第9段階	320万円以上420万円未満の人	104,500円
第10段階	420万円以上520万円未満の人	116,800円
第11段階	520万円以上620万円未満の人	129,100円
第12段階	620万円以上720万円未満の人	141,400円
第13段階	720万円以上の人	147,600円

- ※1 課税年金収入額：税法上課税対象の収入となる公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金など)をいいます。
- ※2 その他の合計所得金額：「収入」から「必要経費など」を控除し、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」および「年金収入に係る所得」を控除した額です。
- ※3 合計所得金額：「収入」から「必要経費など」を控除し、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額です。

問合せ 介護福祉課 介護保険資格管理担当 ☎(42)8444・FAX(43)5600

後期高齢者医療制度とは

75歳以上(65歳～74歳は一定の障がいのある人)が対象の医療保険です。高齢者が安心して医療を受けることができるように、埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営し、幸手市は市民に身近な窓口業務などを担っています。

【後期高齢者医療保険料の納付】

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月～翌年3月の1年間の保険料を算定します。7月中旬に令和7年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

【保険料の納付方法】

保険料は、普通徴収(納付通知書納付・口座振替)または、介護保険料とともに特別徴収(年金天引き)します。
ただし、75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収となります。

【限度区分の資格確認書への併記記載について】

入院や外来診療により、同一月内における同一医療機関での医療費が高額になる場合には、限度区分が併記された資格確認書を事前に医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、月々の負担が軽減されます。また、住民税非課税世帯の人は、食事代の負担が軽減されます。

なお、マイナ保険証の活用で、資格確認書への限度区分の併記申請が不要になります。
※令和6年12月2日以降、被保険者証の廃止に伴い、「限度額認定・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の新規発行はされなくなりました。

▼新たに限度区分の併記を希望する人

保険年金課で手続きを行ってください。

▼現在認定証の交付を受けている(限度区分が併記された資格確認書を持っている)人

現在利用している認定証または資格確認書の有効期限は7月31日までです。
認定証または限度区分の併記された資格確認書をお持ちの人は、7月中旬に発送される新しい資格確認書に限度区分を併記して郵送します。

令和7年度の後期高齢者医療保険料率について

令和7年度

均等割額 45,930円

所得割率 9.03%

賦課限度額 上限80万円

※今年度の保険料率は、令和6年度から変更ありません。
◎所得の少ない世帯に属する人には、所得金額に応じて均等割額の軽減措置が設けられています。

保険料額の算定方法

均等割額45,930円 + 所得割額(課税対象所得×9.03%)

※賦課対象所得とは、前年の総所得金額などから43万円の基礎控除を差し引いた残額です(合計所得金額が2,400万円までの場合)。

問合せ 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎(43)1111 内線147、197・FAX(43)1125

みんなで支える 後期高齢者医療制度

【口座振替】

納付には納め忘れのない「口座振替」が便利です。
希望する人は、納付通知書に記載の金融機関または市役所窓口へ納付通知書、通帳、届出印(市役所で手続きする場合は不要)、キャッシュカード(暗証番号の入力が必要です)、本人確認書類を持参の上、手続きを行ってください。
※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて口座振替の手続きが必要です(自動で口座振替に切り替わりません)。

【後期高齢者医療資格確認書(茶色)】

現在交付中の保険証(資格確認書)の有効期限は、7月31日までです。暫定的な取り扱いとして、令和8年7月31日まで有効な資格確認書を、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず全員に郵送します。資格確認書の郵送は、7月中旬です。

古い保険証は保険年金課に返却、または個人で処分をお願いします。

【マイナ保険証をご利用ください】

詳細は本紙15ページをご覧ください。